**表　　海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域**

| ゾーン名 | 区域番号 | 配置<br>地区 | 所管 | 区域<br>地名 | 施設規模<br>延長（m） | 施設規模<br>計画天端高 T.P.（m） | 施設規模（計画：2100年時点）<br>計画天端高 T.P.（m） | 種類 | 受益の地域<br>地域 | 受益の地域<br>状況 | 整備の方向性 | 維持又は修繕の方法 | 備考（施設の更新があった場合等記載） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 志布志湾ゾーン | 1 | 夏井漁港海岸<br>夏井地区 | 水 | 志布志市志布志町夏井地内 | 639 | +4.9 | +2.6～8.9<br>(嵩上げ高最大0.2m)<br><br>本数値は代表箇所のものである | 護岸 | 志布志市の一部 | 住宅地，公共用地 | 既存施設の損傷・劣化等を把握し，計画的な維持又は修繕を実施する。 | ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検･評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 | |
| | 2 | 志布志港海岸<br>夏井地区 | 港 | 志布志市志布志町夏井字赤丸地先 | 500 | - | | 護岸・離岸堤 | 志布志町の一部 | その他 | 海岸侵食の被害を防止するため、沖合施設により必要な防護機能を確保する。 | ・離岸堤については，波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について，定期的に点検・評価を実施し，必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め，施設の機能を確保する。<br>・護岸については，波浪による堤体前面の洗掘，堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し，必要に応じて長寿命化を図るなど，適切な維持・修繕に努め，施設の機能を確保する。 | |
| | 3 | 志布志港海岸<br>東町地区 | 港 | 志布志市志布志町志布志一丁目地先 | 876 | - | | 護岸 | 志布志町の一部 | 住宅地, 商業業務地<br>工業地, 森林, その他 | 背後地に対する越波･飛沫の被害を防止するため、高潮対策施設により必要な防護機能を確保する。なお、整備に際しては港湾区域内であることから港湾活動に支障がないように十分配慮する。 | ・護岸については，波浪による堤体前面の洗掘，堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し，必要に応じて長寿命化を図るなど，適切な維持・修繕に努め，施設の機能を確保する。 | |
| | 4 | 志布志･有明･大崎海岸<br>志布志･有明･大崎地区 | 水管理 | 曽於郡志布志町大字安楽字波見3568番6～曽於郡大崎町大字菱田字浜川原1218番4 | 1,887 | +8.7<br>+8.7 | | 堤防・突堤・人工リーフ | 志布志市，大崎町の一部 | 住宅地, 商業業務地<br>農用地, その他 | 台風による浜崖等の海岸侵食の被害を防止するため、面的防護方式により防護機能を確保する。なお、整備に際しては国定公園に位置し、ウミガメの上陸・産卵地であることから環境に十分配慮する。 | ・護岸・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化，施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検･評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。<br>・人工リーフ、突堤・離岸堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検･評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 | |
| | 5 | 大崎町海岸<br>菱田地区 | 農 | 大崎町大字菱田字浜ヶ原<br>1218-36～1219-392 | 1,320 | +9.30 | | 堤防・樋門 | 大崎町の一部 | 住宅地, 農用地, 森林<br>その他 | 既存施設の損傷・劣化等を把握し，計画的な維持又は修繕を実施する。 | ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状，水門については，設備の経年変化や劣化，損傷を調査するとともに，定期的に点検･評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 | |
| | 6 | 大崎海岸<br>柏原地区 | 水管理 | 曽於郡大崎町大字永吉字毛無原9328番4～肝属郡東串良町大字川東字洲崎4844番1 | 336 | +5.5<br>+5.5 | | 護岸・突堤 | 東串良町, 大崎町の一部 | 森林 | 既存施設の損傷・劣化等を把握し，計画的な維持又は修繕を実施する。 | ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検･評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。<br>・人工リーフ、突堤・離岸堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検･評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 | |
| | 7 | 波見港海岸<br>柏原地区 | 港 | 肝属群東串良町大字川東字州崎4989番2地先の1号 | 180 | - | | 護岸 | 東串良町の一部 | 住宅地, その他 | 背後地に対する越波･飛沫の被害を防止し、海岸侵食の被害を防止するため、沖合施設により必要な防護機能を確保する。また、海岸利用に配慮した整備を図る。 | ・護岸については，波浪による堤体前面の洗掘，堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し，必要に応じて長寿命化を図るなど，適切な維持・修繕に努め，施設の機能を確保する。 | |
| | 8 | 波見港海岸<br>波見地区 | 港 | 肝属郡高山町大字波見字磯崎1626番地内の1号 | 100 | - | | 護岸 | 東串良町の一部 | 住宅地, その他 | 背後地に対する越波･飛沫の被害を防止し、海岸侵食の被害を防止するため、沖合施設により必要な防護機能を確保する。また、海岸利用に配慮した整備を図る。 | ・護岸については，波浪による堤体前面の洗掘，堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し，必要に応じて長寿命化を図るなど，適切な維持・修繕に努め，施設の機能を確保する。 | |
| | 9 | 波見港海岸<br>硯石地区 | 港 | 肝属郡高山町大字波見字スズレ石1757番1地内の1号 | - | - | | － | 東串良町の一部 | 住宅地, その他 | 背後地に対する越波･飛沫の被害を防止し、海岸侵食の被害を防止するため、沖合施設により必要な防護機能を確保する。また、海岸利用に配慮した整備を図る。 | － | |

注）記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注）「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第１条の２第１項第２号ロに定める。
注）施設規模（計画：2100年時点）の計画天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。
注）表の記載内容は、今後必要に応じ変更する可能性がある。

所管区分凡例　農：農林水産省（農村振興局）水：農林水産省（水産庁）水管理：国土交通省（水管理・国土保全局）港：国土交通省（港湾局）

表　　海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

| ゾーン名 | 配置 | | | | | | | 種類 | 受益の地域 | | 整備の方向性 | 維持又は修繕の方法 | 備考（施設の更新があった場合等記載） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 区域番号 | 地区 | 所管 | 区域 | 施設規模 | | 施設規模（計画：2100年時点） | | | | | | |
| | | | | 地名 | 延長（m） | 計画天端高 T.P.（m） | 計画天端高 T.P.（m） | | 地域 | 状況 | | | |
| 佐多･内之浦ゾーン | 10 | 内之浦漁港海岸 内之浦地区 | 水 | 肝付町南方地内 | 764 | +5.8 | +2.6～11.7<br>(嵩上げ高最大1.4m)<br>本数値は代表箇所のものである | 護岸 | 内之浦町の一部 | 住宅地，公共用地 | 既存施設の損傷・劣化等を把握し，計画的な維持又は修繕を実施する。 | ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検･評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 | |
| | 11 | 内之浦海岸 岸良地区 | 水管理 | 肝付町岸良字下崩1162番地16<br>～肝付町岸良字下崩1132番地 | 310 | +4.3<br>+2.7<br>+2.7 | | 離岸堤<br>堤防<br>消波堤 | 肝付町の一部 | 住宅地, 農用地 | 背後地に対する越波･飛沫の被害を防止するため、高潮対策施設により必要な防護機能を確保する。 | ・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検･評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。<br>・離岸堤・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動･散乱･沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 | |
| | 12 | 内之浦辺塚港海岸 内之浦辺塚地区 | 港 | 肝付町大字岸良字浜添1319-1地先 | - | - | | ― | 肝付町の一部 | ― | ― | ― | |
| | 13 | 大浦港海岸 大浦地区 | 港 | 肝付町大字岸良字山添1452-1地先 | - | - | | ― | 肝付町の一部 | ― | ― | ― | |
| | 14 | 辺塚漁港海岸 辺塚地区 | 水 | 南大隅町佐多辺塚地内 | 612 | +4.4 | | 護岸 | 南大隅町の一部 | 住宅地，森林 | 既存施設の損傷・劣化等を把握し，計画的な維持又は修繕を実施する。 | ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検･評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 | |
| | 15 | 浜尻港海岸 浜尻地区 | 港 | 南大隅町大字佐多郡字針山地先 | 86 | - | | 護岸 | 南大隅町の一部 | 住宅地，その他 | 既存施設の損傷・劣化等を把握し，計画的な維持又は修繕を実施する。 | ・護岸については，波浪による堤体前面の洗掘，堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し，必要に応じて長寿命化を図るなど，適切な維持・修繕に努め，施設の機能を確保する。 | |
| | 16 | 佐多海岸 竹之浦地区 | 水管理 | 肝属郡南大隅町佐多郡字小谷迫96の1<br>～肝属郡南大隅町佐多郡字川原165の乙 | 550 | +6.5<br>+6.5 | | 堤防・離岸堤 | 南大隅町の一部 | 住宅地，その他 | 既存施設の損傷・劣化等を把握し，計画的な維持又は修繕を実施する。 | ・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検･評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。<br>・離岸堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検･評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 | |
| | 17 | 間泊漁港海岸 間泊地区 | 水 | 南大隅町佐多郡地内 | 600 | +9.9 | | 護岸 | 南大隅町の一部 | 住宅地，森林 | 既存施設の損傷・劣化等を把握し，計画的な維持又は修繕を実施する。 | ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検･評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 | |
| | 18 | 佐多海岸 外之浦地区 | 水管理 | 肝属郡南大隅町佐多馬籠字外之浦1090番4<br>～肝属郡南大隅町佐多馬籠字外之浦1084番 | 120 | +6.9<br>+6.9 | | 堤防・護岸・離岸堤・消波堤 | 南大隅町の一部 | 住宅地, 農用地 | 既存施設の損傷・劣化等を把握し，計画的な維持又は修繕を実施する。 | ・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検･評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。<br>・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検･評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。<br>・離岸堤・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動･散乱･沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 | |
| | 19 | 大泊港海岸 大泊地区 | 港 | 南大隅町大字佐多馬郡大瀬原地先 | 316 | - | | 護岸・突堤・離岸堤 | 南大隅町の一部 | 住宅地, その他 | 海岸保全施設の老朽化に対して再整備を行い、面的防護方式により必要な防護機能を確保する。また、利便性、親水性等の海岸環境にも配慮して，防護、環境、利用の調和した海岸整備を図る。 | ・突堤，離岸堤については，波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について，定期的に点検・評価を実施し，必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め，施設の機能を確保する。<br>・護岸については，波浪による堤体前面の洗掘，堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し，必要に応じて長寿命化を図るなど，適切な維持・修繕に努め，施設の機能を確保する。 | |
| | 20 | 田尻漁港海岸 田尻地区 | 水 | 南大隅町佐多馬籠地内 | 632 | +3.9 | | 護岸 | 南大隅町の一部 | 森林 | 既存施設の損傷・劣化等を把握し，計画的な維持又は修繕を実施する。 | ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検･評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 | |
| | 21 | 佐多海岸 田尻地区 | 水管理 | 肝属郡南大隅町佐多馬籠字中島486の1番先<br>～肝属郡南大隅町佐多馬籠字田尻431の2番先 | 400 | +7.0<br>+7.0 | | 堤防・消波堤 | 南大隅町の一部 | 住宅地 | 既存施設の損傷・劣化等を把握し，計画的な維持又は修繕を実施する。 | ・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検･評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。<br>・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動･散乱･沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 | |

注）記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注）「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第１条の２第１項第２号ロに定める。
注）施設規模（計画：2100年時点）の計画天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。
注）表の記載内容は、今後必要に応じ変更する可能性がある。

所管区分凡例　農：農林水産省（農村振興局）水：農林水産省（水産庁）水管理：国土交通省（水管理・国土保全局）港：国土交通省（港湾局）